

大分労発基 0304 第1号の2
令和4年3月4日

関係団体の長 殿

大分労働局長
(公印省略)

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第29号)が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところです。これにより、空気調和設備を設置している事務所の室内の気温の努力目標値が「17度以上28度以下」から「18度以上28度以下」と変わりました。

本改正と令和3年12月の改正省令の内容について、別添リーフレットが作成されましたので、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただくとともに、リーフレットを活用して会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。